

令和 6 年 6 月 27 日

大田市長

楫野



大田市新庁舎整備基本設計業務公募型プロポーザルの実施について

公募型プロポーザル方式により、下記の業務委託を実施することとしたので次のとおり公告する。

記

1. 業務概要

- (1) 名 称：大田市新庁舎整備基本設計業務
- (2) 業務内容：大田市新庁舎整備基本設計業務公募型プロポーザル募集要項のとおり
- (3) 期 間：契約期間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、単体企業または共同企業体であって、次の資格要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 大田市暴力団排除条例（平成 24 年大田市条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また、大田市暴力団排除要綱（平成 24 年大田市訓令第 3 号）第 3 条の各号に規定する暴排措置の対象となるものに該当する者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結日までの間において、大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に関する措置要綱（平成 17 年大田市告示第 13 号）の規定による指名停止を受けていない者であること。また、国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けている者でないこと。
- (6) 参加表明書等の受付期限時点において、令和 4,5,6 年度大田市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録のある者であること。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により登録されている一級建築士事務所であること。また、建築士法第 26 条第 1 項による登録取消処分または同条第 2 項の規定による閉鎖以上の処分を受けていないこと。
- (8) 建築士法により登録された一級建築士の資格を有し、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けていない者が 10 名以上所属していること。

(9) 同種業務(募集要項「6. 募集要領」(5)④ ア.(ア) a 参照)の実績がある者であること。

(10) 共同企業体の場合は次の各号のとおりとする。

- ①代表となる構成員（以下「代表構成員」という。）は、上記全ての要件を満たすこととし、代表構成員を除く構成員（以下「構成員」という。）は、上記（1）から（5）までを満たすこと。なお、構成員には大田市内の事務所を積極的に活用すること。
- ②構成員数は自主結成とし、代表構成員が構成員中最大の出資比率とする。また、本業務完了後3ヶ月を経過するまで存続するものであること。
- ③原則として、各構成員が対等の立場で一体となって設計業務を履行する運営形態であること。
- ④構成員（代表構成員含む）は他の参加と重複して応募することはできない。

3. 関係資料の配布

大田市ウェブサイトからダウンロードすること。

4. プロポーザル参加表明書の提出及び資格審査

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加表明書等を以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数	提出期限
ア. 参加表明書	様式 1-1	正本 1 部 副本 7 部	令和 6 年 7 月 29 日 (月) 16 時必着
イ. (JV の場合) JV 結成届、協定書	様式 1-2,1-3		
ウ. 会社概要	様式 2		
エ. 資格要件書	様式 3		
オ. 業務実施体制	様式 4-1		
カ. 各担当者の業務経歴等	様式 4-2,4-3		
キ. 協力事務所の概要と分担業務分野	様式 5		

(2) 添付書類

- ①委任状（本店以外から参加する場合）
- ②登記事項証明書の写し
- ③一級建築士事務所登録証明書の写し
- ④役職員名簿（JV の場合は構成員ごとに作成すること。）
- ⑤納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書）の写し
 - ・ 国 税：法人税、消費税および地方消費税（納税証明書その 3 の 3）
 - ・ 都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税
 - ・ 市町村税：法人市町村民税

(3) 提出場所

大田市建設部建築営繕課(公共施設適正化推進係)

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111 番地

5. 契約の締結

- (1) 選定委員会において選定された最優秀提案事業者との交渉が成立した場合は、当該最優秀提案事業者と契約の締結を行う。
- (2) 契約内容及び仕様については、企画提案内容をもとに、市と詳細を協議する。その際、改めて市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容、仕様及び契約金額については、協議の結果、採択された提案に変更が生じることがある。
- (3) 最優秀提案事業者との交渉が成立せず契約の締結が困難な場合は、次点の者と交渉を行い、成立した場合には、契約の締結を行うものとする。

6. その他

- (1) 参加（提案書作成を含む）に係る経費は参加者の負担とする。
- (2) 本提案に係る書類に虚偽の記載をした場合には、同書類を無効とし指名停止を行うことがある。
- (3) 提出資料の取扱いは下記のとおりとする。
 - ①提出された参加表明書、技術提案書等は返却しない。
 - ②提出資料は、選定を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。
 - ③提出資料及びその複製は、本プロポーザルの選定以外に参加者に無断で使用しないものとする。ただし技術提案書については、市は本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。また、契約締結した者の技術提案書については、広報の目的から、市ウェブサイトや市広報物などの広報媒体および市が主催、関係する会議にて随時使用できるものとする。
 - ④プレゼンテーションおよびその後の選定員会は非公開で行うが、提出書類に対し、大田市情報公開条例（平成 17 年大田市条例第 10 号）第 6 条第 1 項に基づく開示請求書が提出された場合には、最優秀提案事業者の選定が完了した後において、その全部または一部を請求者に公開することがある。
 - ⑤審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

7. 事務局

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111 番地

大田市建設部建築営繕課(公共施設適正化推進係)

Tel : 0854-83-8010 (直通)

e-mail : o-kentiku@city.oda.lg.jp